朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

に係る公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託にあたり、優先交渉権者を選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

２　業務の概要

（１）業務名

朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務（以下「本業務」という。）

（２）業務内容

「朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託仕様書案（以下「仕様書」という。）」のとおり

（３）業務期間

契約締結の日から令和5年8月31日まで

（４）委託金額の上限

業務委託料として10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

３　参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

（１）朝倉市指名停止等措置要綱（平成20年朝倉市告示第144号）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当しないこと。

（５）令和元年度以降に、地方公共団体の類似計画（環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等）の受注実績があること。ただし、計画の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

４　スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 期日 |
| １ | 公募の開始 | 令和4年11月18日（金） |
| ２ | 参加表明書の提出期限 | 令和4年11月29日（火）17：00まで |
| ３ | 質問票の提出期間 | 令和4年11月29日（火）９：00から令和4年12月2日（金）17：00まで |
| ４ | 質問票の回答 | 令和4年12月6日（火）17：00まで |
| ５ | 提案書等、辞退届の提出期限 | 令和4年12月14日（水）17：00まで |
| ６ | 一次審査（書面）結果通知※応募多数の場合のみ実施 | 令和4年12月26日（月） |
| ７ | プレゼンテーション | 令和5年1月11日（水） |
| ８ | 二次審査結果通知 | 令和5年1月17日（火）【予定】 |

５　参加表明手続

（１）提出書類

参加表明書（様式１）

（２）提出期限

令和4年11月29日（火）17:00まで

（３）提出先

下記13担当部署のとおり

（４）提出方法

持参、郵送又はＦＡＸによるものとする。

※ＦＡＸの場合は、後日速やかに参加表明書（様式１）の原本を提出すること。

（５）その他

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式２）を速やかに提出すること。

６　質問の受付及び回答

（１）提出書類及び提出方法

　　質問票は、参加表明手続を行った者のみ受付けることとする。

質問票（様式３）を電子メールで提出すること。

件名は、「プロポーザル質問票」とすること。

（２）提出期限

令和4年12月2日（金）17:00まで

（３）提出先

下記13担当部署のとおり

（４）質問に対する回答

令和4年12月6日（火）17:00までに回答内容は参加表明手続きを行った全ての者に電子メールにて送信する。

なお、電子メール以外の方法による質問には回答しない。

７　提案書の提出

（１）提出書類

ア　提案書

①　提案書類提出書（様式4）

②　業務実施体制に関する調書（様式5）

③　配置予定技術者（管理技術者）に関する調書（様式6の1）

④　配置予定技術者（主担当者）に関する調書（様式6の2）

⑤　業務実績調書（様式7）

⑥　工程表（任意様式）

⑦　企画提案書（任意様式）

イ　見積書（任意様式）

ウ　会社概要が分かる資料（パンフレット等）

（２）提出部数

ア　提案書10部（正本1部、副本9部）※クリップ留め（ホチキス留め不可）

イ　見積書1部

ウ　会社概要が分かる資料（パンフレット等）1部

（３）提出期限

令和4年12月14日（水）17:00まで

（４）提出先

下記13担当部署のとおり

（５）提出方法

持参又は郵送によるものとする。

（６）提出書類作成にあたっての留意点

〔工程表〕

・Ａ4判2ページ以内またはＡ3判1ページ（横折込）で作成すること。（縦、横どちらでもよい。）

・業務分担についても記載すること。ただし、企画提案書に記載してもよい。

〔企画提案書〕

・仕様書等を踏まえ、具体的で分かりやすい企画提案の作成に努めること。

・用紙サイズは、Ａ4判（縦、横どちらでもよい）とすること。

・文字ポイントは、11ポイント以上で作成すること。

・片面印刷で20ページ以内（表紙は含めない）とすること。

〔見積書〕

・合計額と具体的な積算内訳を示すこと。

・２（４）委託金額の上限額を超えない額とすること。

８　審査の方法

朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める審査項目に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみであっても審査を行い、優先交渉権者の可否を決定する。

なお、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を第一優先契約候補者として選定する。参加提案者が複数の場合に、いずれも審査基準を満たさない場合は第一優先契約候補者を選定しないものとする。

また、応募が多数の場合（概ね5件を超える場合を想定）は、選定委員会で書類による一次審査を実施し、一次審査を通過した参加者のみプレゼンテーション審査を実施する場合がある。一次審査の結果については、自己の結果のみを各参加提案者に通知する。

（１）プレゼンテーション

ア　実施日

令和5年１月11日（水）

※時間、会場等を含めた詳細は、別途参加表明書（様式2）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ　時間配分

１事業者につき、30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内）

ウ　その他

・出席者数は、3名以内とする。なお、説明は本業務に直接携わる者が説明すること。

・プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

・プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

・プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンを市で準備するが、その他の機器は提案者で準備すること。

９　審査結果の公表及び通知

審査結果は、市のホームページに掲載するとともに、参加者全員に別途文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切受け付けない。

10　契約の締結

審査結果に基づき、市は優先交渉権者と詳細を協議し、必要により仕様書を調整したうえで契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わず契約締結が不可能となったときは、次点者と協議を行う。

11　失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

（１）参加資格の要件を欠くことになった場合

（２）提出期限を過ぎて書類等を提出した場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）委託金額の上限を超えた見積金額で提案した場合

（５）審査の公平性に影響を与える行為があったとみなされる場合

12　その他留意事項

（１）本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

（２）提出期限以降における書類の差替え、再提出は、認めない。

（３）提出された書類等は返却しない。

13　担当部署

〒838-0062福岡県朝倉市堤４番地６

朝倉市市民環境部環境課環境係

担当：池末、品川

電話：0946-23-1153

FAX：0946-24-3615

Mail：kankyo@city.asakura.lg.jp